

議員提出第2号議案

大田区立小・中学校補助教材補助金交付条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和7年9月12日

大田区議会議長 鈴木 隆之 様

提 出 者

清水 菊 美

佐 藤 伸

すがや 郁 恵

杉山 こういち

村 石 真依子

大田区立小・中学校補助教材補助金交付条例

(目的)

第1条 この条例は、大田区立小・中学校（以下「区立学校」という。）に在籍している児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対し、在籍校での教育活動に要する補助教材等を給付することにより、義務教育に係る児童等の保護者負担の軽減を図るとともに、子育て支援及び教育の充実に資するため、区立学校が行う補助教材補助事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する費用等（以下「補助教材費等」という。）を補助金として交付するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象等)

第2条 区長は、児童等に補助教材等を給付するため、区立学校の校長（以下「学校長」という。）に対し、次の経費を交付することができる。

- (1) 児童等の保護者から徴収すべき補助教材費等
- (2) その他補助事業を円滑に実施するために必要と認める経費

2 前項の補助金の額は、別に定める額とする。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、保護者から徴収すべき経費等を執行管理する学校長とする。

2 学校長は、受領した補助金を保護者から徴収すべき補助教材費等に充て、又は前条第1項第2号に定めるその他補助事業を円滑に実施するために必要と認める経費の支払に充てることができる。

(交付の申請)

第4条 学校長は、補助金の交付を受けようとする際は、区長に対し、別に定める様式に係る書類を添付して申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 区長は、前条の規定により申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合においては、交付の決定をし、別に定める様式により学校長に通知する。

2 区長は、補助金の不交付を決定したときは、別に定める様式により学校長に通知する。

(交付の条件)

第6条 前条の場合において、区長は、適正な交付を行うため必要があるときは、学校長に対して補助金の交付の申請に係る事項の修正を求め、又は条件を付すことができる。

(申請の撤回)

第7条 第5条第1項の規定により通知する場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に異議があるとき、学校長は当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる。

(補助金の請求)

第8条 学校長は、第5条第1項の規定による通知を受けたときは、前条の場合を除き、速やかに別に定める様式により、区長に補助金を請求しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 区長は、前条の規定により提出された様式に基づき、補助金を概算払するものとする。

(事情変更による補助金の取消し等)

第10条 区長は、補助金の交付の決定をした場合において、天変地異その他補助金の交付の決定後生じた事情により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、

補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、前項に基づく補助金の取消しに際し、児童等の保護者に次の各号に掲げる負担が生じる場合は、その額について取消しをしないものとする。

(1) 補助教材等に係る物品購入契約の変更及び解除により必要となった損害賠償等の費用

(2) その他残務処理にかかった費用のうち補助教材費等に関する費用

3 第5条及び第6条の規定は、第1項の規定に基づく決定について準用する。

(状況報告)

第11条 区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、学校長に補助事業の遂行の状況を報告させることができる。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があるときは、学校長にその処理について適切な指示を行う。

(実績報告)

第12条 補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、学校長は、速やかに別に定める様式により区長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告の内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、別に定める様式により学校長に通知する。

(補助金の精算)

第14条 学校長は、前条の規定による通知を受領後、速やかに別に定める様式を区長へ提出し、補助金の残額がある場合には、定められた期限までにこれを返還しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 区長は、学校長が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、第5条第2項の規定を準用し、学校長に通知する。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

教育活動に要する補助教材等を児童及び生徒に対し給付することにより、保護者に対する恒久的な教育費負担軽減に資するとともに、児童及び生徒の心身の健全な発達のため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。